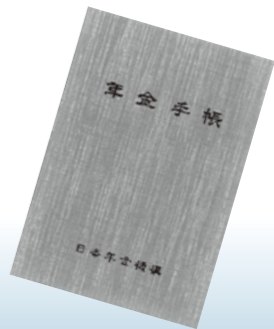


国民年金保険料は

遅れずに納めましょう

問い合わせ先

健康づくり推進課 国保年金班 (西合志庁舎)
 ☎(242)1183
 熊本西年金事務所 ☎(355)3261



国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することがないように、保険料は期限内に納めましょう。

国民年金の保険料額

毎月の保険料(平成25年度)
 15,040円

保険料の納付期限

保険料の納付期限は翌月末です。
 (例・7月分は8月末まで) 早めに納付してください。
 納付期限が過ぎた場合でも、納付

期限から2年間は納付できます。期限までに納付しない場合は「未納」となり、催促や督促の対象となります。

納付方法

- **口座振替**
熊本西年金事務所か金融機関窓口で申し込みが必要です。
- **クレジットカード納付(継続支払)**
熊本西年金事務所に申し込みが必要です。
- **納付書**
日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、郵便局、指定のコンビニエンスストアの窓口で納付します。
- **電子納付**
インターネットや携帯電話を利用しているの納付方法については「日本

年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください。

保険料の割引前納

		1カ月分	6カ月分
前納	納付方法		
	月々支払	15,040円	90,240円
前納	現金支払(割引額)		89,510円(730円)
	口座振替(割引額)	14,990円(50円)	89,210円(1,030円)

保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料が安くなります。他にも1年前前納や納付書により希望月から翌年3月までの前納もあります。

60歳から64歳の人へ 任意加入制度

付加保険料の納付は申し込みした月からとなり、納付期限(翌末日)までに必ず納めなければなりません。付加年金の年金額は次の式により計算され、老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

200円×付加保険料納付月数

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

任意加入の対象者は、次の全ての条件を満たす人で、納付方法は、原則口座振替になります。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

外国人住民に関する住民基本台帳ネットワークシステムの運用がスタートします

問い合わせ先

市民課 市民窓口班(合志庁舎) ☎(248)1113

7月8日から外国人の住民についても住民基本台帳ネットワークの運用が開始され、住民票に住民票コードが記載されます。住民票コード番号は、7月8日以降に、世帯主に郵送でお知らせします。

住民ネット・住民カードでできること

- ・住民登録をしている市区町村で住民カードの交付を受けることができる。
- ・住民登録している市区町村以外でも、広域交付住民票の交付を受けることができる。
- ・住民カードの交付を受けている人は、転入届の特例を受けることができる。郵送などにより転出届を行なうことで、引越し時の手続きで市区町村に出向くのが引越し先の窓口だけで済むようになる。
- ・住民カードに電子証明書を格納すると、行政手続のインターネット



申請ができる。(e-taxなどの行政手続きを行なうには「ICカードリーダー」と呼ばれる機器が必要になります。)
 ・顔写真付きの住民カードは公的身分証明書になる。
 住民カードの申請方法については、お問い合わせください。

子育てのまちづくり

合志市子ども・子育て会議委員を募集します

問い合わせ先

子育て支援課 子ども保育班(西合志庁舎)
 〒861-1193 合志市御代志1661-1
 ☎(242)1159

昨年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新たな制度が始まります。

この制度改正に伴い、子育ての状況やニーズを把握し、実情にあった支援の事業を実施するため「合志市子ども・子育て会議」を設置します。この会議の委員を募集します。

委員の仕事

- ・年に数回(3回程度)の会議に出席
- ・保護者の視点から、市の計画案に対する意見や提言
- ・市の子ども・子育て支援事業の実施状況についての審議

応募資格

- 次のいずれにも該当する人
- ①市内に居住する満20歳以上の人
- ②小学生以下の子どもの保護者で、子ども・子育て支援に関心がある人
- 募集人数 2人程度
- 任期 選任の日から2年間

報酬など

会議1回につき、報酬3,700円と費用弁償(交通費相当)を支給

応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、次のいずれかのテーマに関する800字程度の作文(任意様式)を子育て支援課まで提出してください(郵送可)。合志庁舎総合窓口、須屋支所、泉ヶ丘支所でも受け付けています。

テーマ

- ・就学前の教育・保育について思うこと
- ・合志市の子ども・子育て支援について思うこと

募集期間

7月16日(火)～8月9日(金)
 (消印有効)

※書類選考により決定します。応募書類は返却しません。また、個人情報情報は、目的以外に使用しません。